

# 近世ドイツ帝国における政治的 意志形成の原理と構造

——西南ドイツ三帝国クライスと関税闘争（一五六四—一五七六年）——

波 谷 聡

【要約】 長らく等閑に付されてきた一六世紀後半以後の神聖ローマ帝国の政治的体制を、近年の研究は、中心としての帝国議会の機能によって多様性に富む帝国国制の構造に一体性がもたらされた体制であった、とみなしている。このことを帝国の地方制度である帝国クライスに即してみれば、各クライスのクライス会議が、一方においては帝国議会に提出すべき諸問題の予備的な審議機関として、他方においては帝国議会決議を所屬クライス等族に傳達し、執行を進めていく機関として機能しており、中心としての帝国議会と各クライス会議との間の審議の往復運動の形で、地域ごとの多様性を伴いつつ帝国としての一体性が保たれていた。以上を念頭において本稿は、帝国クライス制度を三期に分かつ時期区分を提示したうえで、第一期における等族間の政治的意志形成の原理と構造を、西南ドイツ三クライスを巻き込んだ関税闘争を事例として分析することによって、抽出することに努めた。

史林 七八巻一号 一九九五年一月

## はじめに

L・v・ランケの発案に基づいて、現在にいたるまで営々と積み重ねられてきた帝国議会文書集 Reichstagsakten の編纂作業において、一六世紀後半という時代は長らく等閑に付されてきた。このことは、不十分な史料編纂状況のもとでこ

の時代に対してドイツ歴史学が抱いてきたイメージ、すなわち宗教改革期（一六世紀前半）までは権力政治的な興隆が目指され（皇帝カール五世による君主制的な帝国改革の試みとその破綻）、その後には旧帝国（神聖ローマ帝国）の衰退が続いたとするイメージに、多くを負っていたといえよう。しかしながら、一五五六年から一六六二年までの編纂作業の部局長を務める、*日・アンガーマイアー*によれば、一五七〇年のシュパイヤー帝国議会文書集の刊行を皮切りとする、いわば第四部の編纂作業の開始によって、ドイツ歴史学がもはやこのようなイメージに甘んじ続けているのではないことは明白である、とされる。ここにおいて、宗教改革期と一九世紀における近代的国家秩序の初期段階、すなわちドイツ連邦との間が架橋され、帝国を、ドイツ的国家秩序とドイツ的国家理解の独自の形態として、不断の伝統のなかで解する新たな道が、準備される。①

アンガーマイアーによれば、とりわけ一五五五年以後（帝国執行令 *Reichsexekutionsordnung* により連邦的体制としての帝国の統治体制が確定された後——筆者、以下同様）においては、帝国議会が、政治的決定形成と国制秩序の中心となった。皇帝の指導力の後退によって、帝国議会自体が、帝国代表者会議、選定侯会議、クライス会議などの審議のための準備機関に対して、あるいは（帝国）最高法院や帝国クライスといった執行機関に対して依存するようになり、最終的に帝国議会は、一連の等族制的に構成された国制要因（準備ならびに執行機関）の頂点にすぎなくなったが、ここにあらゆる帝国の諸機関が、帝国議会のもとに帰属することになった。単純ないしは二項対立的に（皇帝・等族間において）規定される一五五五年までの帝国政治に比して、それ以後の帝国政治は、帝国の「多様性」*Vielfältigkeit*、および（帝国等族間の）「協調」*Koordination* において生ぜしめられるその「一体性」*Einheit* の双方から、説明され理解されるのである。②

ところでこのような帝国の一方の側面たる多様性のゆえに、帝国議会文書は帝国の複雑な様相を反映する鏡にしかかなりえない可能性もあるのであるが、アンガーマイアーの見通しにおいては、一五五五年から帝国が崩壊する一八〇六年までの（帝国議会のみならずその準備機関をも含めた）帝国集会を概括的に検討することにより初めて、一五五五年以降のドイツに

における政治的枠組みならびに国制に則した構造が、認識されうるのである。<sup>③</sup>

ここまでを示したところの、いわば「多様性を包摂する一体性」を体现する帝国議會を中心ないしは頂点とする、帝国の政治的体制という、一六世紀後半以降についてのアンガーマイアーの見通しは、三十年戦争期の混乱をいかに位置づけるか、といった、とりわけ變動の側面における一層精緻な考察を必要とする点では、なお暫定的なものではあるが、今後の研究に対してひとつの手がかりを与えるものと思われる。というのは、後段で示されるように、とりわけ一六世紀後半においては、帝国の地方制度である帝国クライスのクライス會議が、一方においては帝国議會に提出すべき諸問題の予備的な審議機関として、他方においては帝国最終決定(帝国議會の決議)を所屬クライス等族に傳達し、執行を進めていく機関として機能しており、頂点としての帝国議會と各クライス會議との間の審議の往復運動の形で、地域ごとの多様性を伴いつつ帝国としての一体性が保たれていた、と見なされうるからである。

このような連邦的体制としての帝国において、等族間の政治的意志ないしは合意が「様々な国制段階に応じた等族制集會」で形成されたこと、それゆえに、等族制集會に対するさらなる構造史的分析が要請されている研究の現状を、筆者は先に確認した<sup>④</sup>。本稿は、以上のような研究動向に学びながら、帝国の地方制度としての帝国クライスに視点を据えつつ、連邦制的国制構造の観点から、近世ドイツ史に対する筆者なりの見通しを鍛えるためのささやかな試みである。そのため課題の設定に次章において取り組むことにしよう。

① H. Angemeier, Vorwort des Abteilungsleiters, In: *Deutsche* ② Ebdenda, S. 20, f. 22.

*Reichstagsakten (Reichstagsversammlungen 1550-1662). Der Reichstag* ③ Ebdenda, S. 22.

zu Speyer 1570, Bearb. von M. Lanzinner, Göttingen 1988, S. 19 ④ 拙稿「近世ドイツ帝国の等族制集會」『西洋史学』第一七二号、一  
-25, hier S. 19. 九九四年。

## 第一章 問題の所在

帝国クライスは、地域レベルにおいては所屬等族の協同のための地域組織（自治団体）としての機能を有し、帝国レベルでは二つの任務（帝国最高法院の判決の執行と各クライスにおけるラントフリーデすなわち治安の維持）を委ねられた帝国の行政管区という性格によって、帝国等族を連邦的体制に統合する中間組織としての機能を、したがって二重の機能を有していた。クライスの国制の根幹をなす機関は、最高議決機関としてのクライス会議であった。なぜならば、平和維持をはじめとするクライスのあらゆる活動は、クライス会議における等族間の合意形成のうえに成り立っていたからである。筆者は旧稿において、平和維持のための防衛組織としての機能を重視する立場から、ヴェストファーレン講和条約を転換点とする帝国クライス制度の時期区分を提示したが、<sup>①</sup>ここではそれを補足しつつ、等族制集会としてのクライス会議をこの制度の根幹とみなす観点から、改めてその時期区分を設定しなおし、見通しを示すことに、努めたい。このような作業仮説を組み立てることのねらいは、それを通じて連邦的体制としての帝国自体の国制変動をも、多少なりとも明確化するところにある。なお、帝国の統治体制におけるクライスの位置づけを考察する際には、帝国議会とクライスとの関係のみならず、帝国裁判所、とりわけ帝国最高法院とのそれが考慮されねばならない。一五〇七年以降、クライスは最高法院の陪席判事の選出単位でもあったからである。しかしながら、筆者にはこの問題を扱う準備がないため、本稿の課題からは捨象せざるをえないことを、あらかじめお断わりしておく。

さて、帝国クライス制度の変遷を論ずるにあたっては、ドイツ全土に大混乱をもたらした三十年戦争期を如何に扱うかということが問題となろう。この時期のクライスの活動を検討したF・マーゲンの研究は、程度の差はあれ、おおむね各クライスが等族の自治団体として有効に機能しえたことを示している。この期間全般にわたって、各クライスでは、クライス会議、ならびに帝国鑄貨令（一五五九年）Reichsmünzordnungの規定に基づく鑄貨問題審議会 Münzprobationstag

の二種類の等族制集会が開催され、経済的課題や政治・軍事的課題、とりわけ皇帝ならびにスウェーデン等の両陣営によるクライスの軍事的利用を如何にして回避するか、といった問題が継続的に審議された<sup>②</sup>。表は、W・ドッツァウアーの作成した各クライスにおけるクライス会議の開催状況を網羅したリストより、名目上の存在にすぎなかったオーストリア、ブルグントの両クライスを除いて作成したものであるが、オーバーライン・クライスを除くすべてのクライスで、頻度の差はあれ会議が召集されていた状況が窺われよう。ただし、ドッツァウアーのリストは、あらゆる未公刊史料に基づいているわけではないために完全なものではなく、例えば三回しか会議を召集していない（一六三二、三九、四五年）ニダーライン＝ヴェストファーレン・クライスにおいて、一年につき一回ないし二回の貨幣問題審議会をほとんど毎年開催していた、

表：クライス会議の開催状況

クライス(括弧内は開催期間)	総開催回数	1618年以前	1618～54年	1655年以後
クールライン(1522～1747)	63	40	6	17
オーバーザクセン (1537～1681)	71	42	14	15
フランケン (1517～1791)	322	134	38	150
バイエルン (1521～1793)	91	63	15	13
シュヴァーベン (1517～1787)	323	92	25	206
オーバーライン (1515～1757)	141	103	2	36
ニーダーライン＝ヴェスト ファーレン (1522～1797)	159	105	6	48
ニーダーザクセン (1531～1682)	113	78	21	14

- (註) ① 単位はすべて回数。  
 ② クールライン・クライスは1651年から1792年にかけて、26回のクライス連合会議を主催。  
 ③ フランケン・クライスのクライス会議は、1791年以降永続的に開会。  
 ④ オーバーライン・クライスでは、1607年4月に閉会して後1651年まで休会。  
 ⑤ W. Dotzauer, *Die deutschen Reichskreise in der Verfassung des alten Reiches und ihr Eigenleben (1500-1806)*, Darmstadt 1989, S. 345-358, より作成。

という例も確認されているので、表に示した開催回数さらに多かつた可能性が高い。このように、三十年戦争期においてもクライスはクライス会議をその根幹とする体制を保持し続けていたわけであり、ヴェストファーレン講和および一六五四年の「最後の帝国最終決定」*Jüngster Reichsabschied*における、いわゆる帝国クライスの再編 *Reintegration* に関する規定(帝国執行令を基本法とするクライスの平和維持の機能の再確認)<sup>⑤</sup>は、このことを裏書きするものとみなすことができるよう。

以上のことをふまえたうえで、帝国クライス制度の三つの時期区分に関する、作業仮説を提示することにしたい。まず、帝国執行令によってクライス制度が確定され、帝国の連邦的体制に法的基盤が与えられた一五五五年から三十年戦争の勃発にいたるまで、すなわち一六一八年までを第一期、次いで三十年戦争期、およびヴェストファーレン講和を経て最後の帝国最終決定においてクライス制度の有効性が再確認される一六五四年までを第二期、そして帝国の崩壊にいたる一八〇六年までを第三期とする。第一期におけるクライスは、後段で確認されるように、帝国議會をはじめとする帝国レベルの審議機関との密接な連関のもとでその活動を展開したのであり、帝国クライスの二重の機能(帝国の行政管区であると同時に等族の自治団体)は表裏一体をなしていたといえる。第二期においては、一六一三年から一六三九年まで帝国議會が召集されなかったことも手伝って、第一期におけるような帝国レベルの審議機関との結びつきは皆無に近かったものの、帝国執行令および場合によっては帝国鑄貨令を法的基礎とする、クライスの活動は、各地域ごとに存続した。そして戦争の終結にいたり、ヴェストファーレン講和と最後の帝国最終決定が、帝国クライス制度の有効性を再確認して、その後の国制に位置づけ直したことは、既に述べたとおりである。第三期におけるクライスの帝国レベルの国制機関との結びつきは、帝国裁判所や、決議をあげることの無い使節會議と化した永久帝国議會との関係において存続したと考えられるが(その具体的諸相は今後の検討を必要とする)、それよりはむしろ各地域ごとのまとまりに基づく、クライスの自立化の傾向が強まっていたと考えられる。先に掲げた表が示しているように、オーバーザクセン、ニーダーザクセン・クライスを除けば、一八

世紀半ばから世紀末までは各クライスにおけるクライス会議が召集されており、クライス会議を核とする、自治団体としての機能が存続していた様子が、窺われるのである。ところで、後段の議論とも関わってくることであるが、クライス会議の審議においては、各等族の票決権が保証され、クライス全体に関わる事項については、多数決原理の有効性が確立されていた。こうした原則を「近代性」の指標として評価する向きが、ドイツの諸研究においてもしばしば見受けられるが、後段で明らかにされるように、これらの原則はあくまでも等族の統治権を擁護するための、したがって等族制原理のうえに立つものであったことを、付け加えておきたい。

以上の作業仮説を検証する試みの一環として、本稿では時期的には第一期、地域的には西南ドイツの三クライス（フランクケン、シュヴァーベン、バイエルン）を取り上げて、帝国と帝国クライスとの連関の側面の分析に努めることにしたい。具体的には、一五六四年から一五七六年にわたり、プファルト・ノイブルク大公ヴォルフガングにより獲得された関税特権をめぐって西南ドイツ三クライスを巻き込んだ関税闘争の政治過程の分析を通じて、「等族制集会における政治的意志形成」を原理とする帝国クライスの政治構造を、析出することを課題とする。関税闘争については、H・イエーガーが、一九七五年に公にされた学位論文『帝国都市とシュヴァーベン・クライス』のなかでかなり詳細に言及している<sup>⑧</sup>。しかしながら彼の主たる問題関心は、シュヴァーベン・クライスの体制において帝国都市身分の占めた位置づけとその重要性を確定するところにあるので、問題関心と方法論をそれとはいささか異にする本稿の作成に際して、この研究は必ずしも十分な情報と視点を提供するものとはいえない。そこで以下においては、彼の研究をも参照しつつ同時に論点の相違を明確にし、筆者独自の史料研究を軸に据えながら、議論を進めていきたい。

本稿で利用する史料について、付言しておきたい。シュトゥットガルト国立文書館ならびにアウクスブルク市立文書館所蔵の未公刊史料<sup>⑨</sup>、および帝国議会文書集所収の史料も利用するが、クライス会議を軸とする政治過程の分析のためにもっとも広範に参照されるのは、F・C・v・モーザーおよびJ・G・ローリーによって一八世紀半ば以降に編纂された、

クライス会議の決議集に収録された諸決議である。

- ① 拙稿「近世ドイツ国制と帝國クライス制度」『史林』七四卷一号、一九九二年。
- ② F. Magen, Die Reichskreise in der Epoche des dreissigjährigen Krieges. In: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 9, 1982. 山本文彦「一六世紀後半の帝國クライス制度」『史学雑誌』第一〇〇編第八号、一九九一年、八三〇―八七頁。
- ③ W. Dotzauer, *Die deutschen Reichskreise in der Verfassung des alten Reiches und ihr Eigenleben (1500-1800)*, Darmstadt 1989, S. 345-358.
- ④ Magen, a. a. O., S. 426.
- ⑤ Ebenda, S. 456 f.
- ⑥ H. Neuhaus, *Reichsständische Repräsentationsformen im 16. Jahrhundert*, Berlin 1982, S. 26 f.; P. C. Hartmann, Die Kreistage des Heiligen Römischen Reiches. In: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 19, 1992.
- ⑦ 本稿は一九九二年二月二日にルール・ホーフム大学で行われた W・シムルツ教授（九三年四月よりミュンヘン大学）主催の研究集会での口頭報告を基にしている。
- ⑧ H. Jäger, *Reichsstadt und Schwäbischer Kreis*, Diss., Göttingen 1975, S. 227-233.
- ⑨ Hauptstaatsarchiv Stuttgart: Kreishandlungen 1522-1591 (HSTAS); Sardinarchiv Augsburg: Schwäbische Kreisakten 1521-1595 (ZfL STA).
- ⑩ F. C. v. Moser (Hrsg.), *Sammlung des Heiligen Römischen Reichs sämtlicher Crays-Abschiede und anderer Schlüsse*, 3 Bde., Leipzig 1747-1748; J. G. Lori (Hrsg.), *Sammlung des bayerischen Kreisrechts*, München 1764.

## 第二章 事件の政治・宗教的背景とその概略

本章では具体的な分析を進めるための前提として、関税闘争の政治・宗教的な背景とその概略ならびに紛争調停機関としての帝國クライスの限界と可能性について概観する。

まず、三クライスをこの事件に巻き込んだ張本、プファルツ・ノイブルク大公ヴォルフガングによる自領内の関税率引き上げをめぐる背景を確認しておく。<sup>①</sup>

一五五七年六月に領内に宗教改革を導入したヴォルフガングは、当初はルター派の立場を堅持し、ヴェルテンベルク大

公クリストフとともに帝国のルター派諸侯を主導した。のみならず一五六八年九月にフランスのユグノー戦争に介入するまでは、帝国へのカルヴィニズム導入の急先鋒となつて諸侯の間で孤立していた選定侯フリードリヒ三世と選定侯位継承権をめぐる家門内の争いにおいても敵対しており、むしろそのために一貫して親皇帝の立場を取っていた。このような両者の対立は、プロテスタント陣営の内部分裂の激化を憂慮する他のルター派諸侯の働きかけにより、一五六六年のアウクスブルク帝国議会において解消された。こうした事情を背景として、ツヴァイブリュッケン（オーバーライン・クライス）、ノイブルクの両諸侯領において高まった負債の重みを軽減するために、ヴォルフガングが一五六四年に導入した関税率の引き上げ（旧来の関税を三倍に引き上げる特権は、フリードリヒを含む選定侯の承認を得て、一五六六年五月末に同帝国議会において皇帝マクシミリアン二世から許可されたのである）<sup>②</sup>。引き続き内外の戦乱（グルムバッハ・フェーデ、ユグノーおよびネーデルラント独立戦争、対トルコ戦争）、ならびに聖界諸侯領においては宗教改革の導入による教会財産の損失によつて、甚だしい窮乏化を被っていた多くの帝国等族が、ほぼ同じ時期に関税特権付与の申請を行なっているが、それらのすべてが拒否された状況<sup>③</sup>に照らせば、ヴォルフガングに対する関税特権の承認は、皇帝、選定侯の双方との政治的に良好な関係を背景としたきわめて例外的な、さらには後述するように、旧来のこの地域の関税の慣行を無視した措置であつた、と思われる。

その後のヴォルフガングは、親皇帝派の穩健なルター派諸侯としての立場を守っていたが、一五六八年九月、フランスのユグノーを救援するために、選定侯フリードリヒ三世からの援助を得つつユグノー戦争に介入した。翌六九年にリモージュ近郊のネッサンにおいて陣没し、その遺領は遺言に基づいて分割され、ノイブルクを長子フィリップ・ルートヴィヒ、ツヴァイブリュッケンを次子ヨハンネスが相続することになった。

イエーガーによれば、ヴォルフガングは一五六四年一月にモンハイムとベルクにおいて関税率の引き上げを導入した<sup>④</sup>。この件の詳細に関しては、一五六六年二月四日付けのフランケン・クライス会議決議第一六、一七条の添付資料として収められている、三名の運送業者（アウクスブルク、ドナウヴェルト、レーアウ出身）に対する「審問」（一五六六年二月一九日

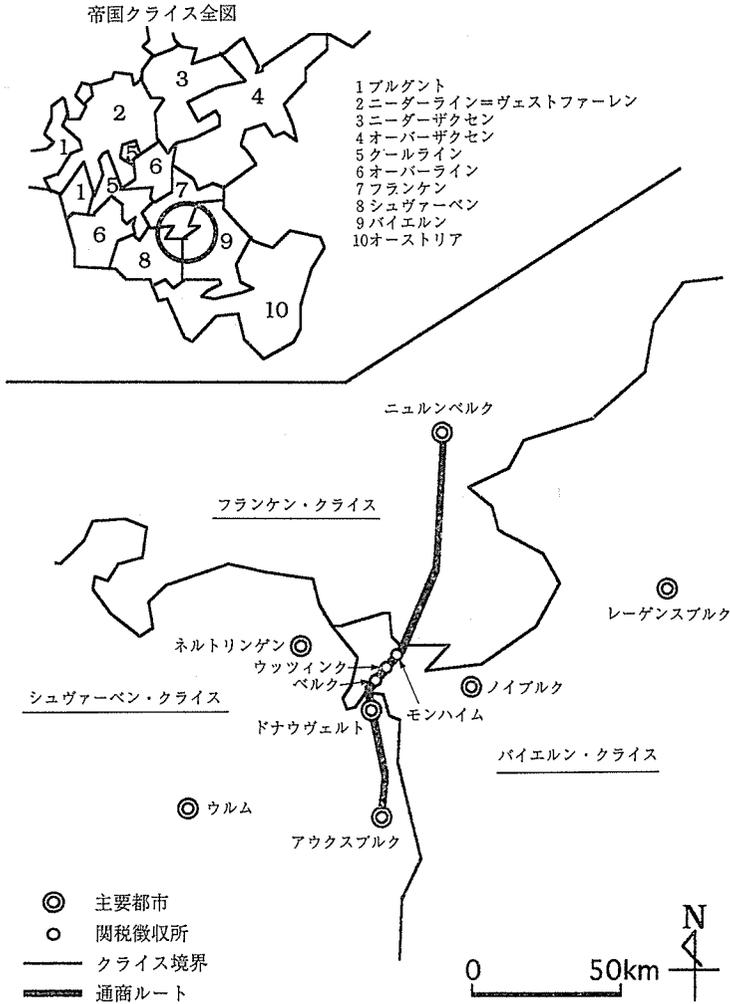
付け<sup>⑤</sup>から、概要を確認することが可能である。「審問」とほぼ同様の内容の一部についてイエーガーが、シュトゥットガルト国立文書館所蔵の *Kreishandlungen* 所収の「アウクスブルクの運送業者の報告」(一五六六年一月二日付であり日付は二日後のものであるが)に依りながら言及していること、ならびにアウクスブルクとドナウヴェルトがシュヴァーベン・クライスに所属する帝国都市であること(レーアウについては不明)から判断して、この審問記録は、元来はシュヴァーベン・クライスが被害にあった運送業者から聴取して作成したものであり、それが関税徴収の実態を示す資料としてフランケン・クライスに送付された、と考えられる。

アウクスブルク〜ニュルンベルクの通商路上には、ドナウヴェルトからモンハイムにいたる約二〇キロの区間上に、三カ所のプファルツ・ノイブルク領の関税徴収所、すなわち南からベルク、ウツィンク、モンハイムが存在した。旧来の関税は次のように課されていた。まずベルクでは、(荷車を引く)馬一頭につき二クロイツァー *Kreuzer*、商品一ツェントナー *Zentner* につき三ツプフェニヒ *Pennig*、荷車一台につき八ツプフェニヒ。ウツィンクでは、馬一頭につき一クロイツァー。そしてモンハイムでは、馬一頭につき二クロイツァーが関税として徴収されていた。ウツィンクにおいては関税率は旧来のままであり、引き上げは以下のように、モンハイムとベルクについてなされた。

- ① モンハイムでは、馬一頭について六クロイツァー。ベルクでは、馬一頭につき同様に六クロイツァー、商品一ツェントナーにつき九ツプフェニヒ、荷車一台につき二四ツプフェニヒが徴収されることとされた。すなわち、旧来の関税率が三倍に引き上げられたのである。
- ② 馬については①の関税とは別に、馬関税 *Pferdezoll* という名目で、一頭につき掃路の分も含めて一グルデン *Gulden* を支払わねばならなかった。

- ③ アウクスブルク〜ニュルンベルク間を往復する運送業者は、モンハイム、ベルクのいずれかの最初に到着した関税徴収所において、一グルデンの馬関税とその他の三倍に引き上げられた関税を支払い、二つ目に到着する徴収所では旧来

近世ドイツ帝国における政治的意志形成の原理と構造（渋谷）



地図 関税関争関連地域

の税額を払えばよいとされた。

④ 運送業者が新関税の支払いを拒んだ場合には、即座に積み荷をおろさせて差し押えることが、皇帝のヴォルフガングへの関税権承認の書状において、税関吏に許されていた。あるいは、この関税の支払いを拒否する者は金六〇マルクを支払うこととされていたが、これは運送業者、商人の双方にとつてきわめて困難なことであった。

さて、以上に述べたような状況を背景として獲得された、プファルツ・ノイブルク大公ヴォルフガングの関税特権は、ノイブルクの所属先であるバイエルン・クライスのみならず、隣接するフランケン、シュヴァーベンの両クライスにおいても交易の妨げとなり、とりわけ交易活動に依存する帝国都市への大きな打撃となった。三クライスにおいては、プファルツ・ノイブルクの関税特権の撤廃への取り組みが、帝国都市を推進力として進められることになるが、シュヴァーベンならびにバイエルン・クライスでは、概してこの件をクライス会議で審議させながらない傾向にあった。というのは、この関税が世俗諸侯の領民からは徴収されず、聖界諸侯、高位聖職者、伯・ヘレン、帝国都市の領民からの徴収を目的としていたために、とりわけシュヴァーベンでは、クライス会議の召集権を有する通達事項担当職 *Kreisschreiberamt* の位にあったヴェルテンベルク大公が、この問題はあくまで個別的に解決されるべきものであり、クライス全般に関わる事項を扱うべきクライス会議で取扱われるべきではない、とする立場より、この件をクライス会議の議事日程に上らせることを妨げたからであった。<sup>⑤</sup>したがって、帝国都市がクライスの境界をこえて奮闘したにもかかわらず（イエーガーは後述する三クライス合同会議の中身に立ち入っていないが、その存在、およびこの会議にシュヴァーベンの帝国都市が参加したことについて、部分的には言及している）、自己の所属クライス（シュヴァーベン・クライス）の他の身分、とりわけ有力な世俗諸侯の助力を得られなかったがためにこの取り組みが難行したところに、イエーガーは帝国クライス制度のひとつの限界を見いだしている。<sup>⑥</sup>しかしながら、視点をひとつのクライス内部の力関係に限定せず、グルムバッハ・フェーデ、対トルコ戦争などの軍事問題、鑄貨制度管理などの経済問題をはじめとする諸案件の解決のために、頻繁に合同会議を開催していた西南下

イツククライス間におけるそれをも、視野に入れることにより、問題解決への別の回路の存在が確認される。

ところで帝国クライスの機能は、帝国の地方制度として、所属等族の既存の諸特権、統治権を守るところにあった。しかしながらクライスは、個々の等族の統治権に介入する権限を有していたわけではなかった。このことは、クライスの平和維持活動における指揮官としての長官 Oberst の権限の突出、すなわち等族の統治権への介入を厳禁する、帝国執行令第七三条の規定から窺われる。加えて帝国クライスは、クライス独自の包括的な裁判権を持ちえなかった。各クライスでは、長官の他に必要に応じて数名の補佐官 Zugsordneter が等族のなかから選出されて長官とともに平和維持のための措置を協議したが、その権限は、あくまでも被害を受けた当事者間における仲裁裁判に限られていたのである（第七二条<sup>⑤</sup>）。このように、帝国クライスの紛争調停機関としての機能は、強制執行権を伴わない仲裁裁判機能に限定されていたのであるが、所属等族の自由・統治権がなんらかの状況のもとで侵害された場合には、帝国クライスは、政治状況に応じた対策を講じることによって、しばしば如上の限界をこえて、紛争に介入したのである。西南ドイツククライスにおいては、そのためのひとつの回路として、三クライスの合同会議が活用された。そこでここでは、合同会議開催の原則を確認することにしたい<sup>⑥</sup>。

合同会議への使節派遣の原則については、一五六七年六月四日付けのフランケン・クライス会議決議第三条が、「このような会議は、四名の者によって、すなわち第一に聖界諸侯の使節、第二に世俗諸侯の使節、第三に伯・ヘレンの使節、第四に都市の使節、したがってクライス全体によって……代表されるべきである」としている<sup>⑦</sup>。この規定は、あくまでも四身分構成を取っていたフランケン・クライス（シュヴァーベンも同様）に即したものであるから、一身分構成（聖界・俗界）を取っていたバイエルンにおいては、それに応じた使節の任命がなされたであろうが、各身分ごとに一名の使節が任命されることにより、個別クライス全体の使節団が派遣される、とする原則に注目せねばなるまい。なぜならば、各身分ごとの使節の派遣を通じて、各身分の利害主張の権限が尊重されているからである。合同会議の召集権に関しては、筆者

は十分に詳らかにしえないのであるが、この事件の経過から判断して、会議の召集を要請された各クライスの通達事項担当諸侯二名(各クライスで最も身分の高い聖・俗界諸侯各一名)のうちの一名、すなわち少なくとも三者が協議して召集の必要性についての合意が成立した後に、各クライスへ合同会議召集の通知がなされたものと考えられる。

- ① *Allgemeine Deutsche Biographie*, hrsg. von der historischen Commission bei der königl. Akademie der Wissenschaften, Bd. 44, Leipzig 1898 (Zürcher ADB), S. 76-87.
- ② Jäger, a. a. O., S. 228. マットゥウアーはヴォルフガンクが新たな商品に課税する特権をも獲得したとしているが典拠を示しておらずこの点については筆者が参照した史料の記述(後述)と一致しない。
- ADBではヴォルフガンクが二〇年の期限付まで特権を得たとされているがこれについても典拠がなく他の研究書や史料は全く言及していない。Dotzauer, a. a. O., S. 188; ADB, S. 82. 関税権獲得には皇帝の同意と選定侯の承認が必須であった。
- ③ Lanzinner, a. a. O., S. 1015, 1031 f., 1057, 1065, 1074 f., 1108, 1117 f., 1119 f., u. a.
- ④ Jäger, a. a. O., S. 228.
- ⑤ Moser, a. a. O., Bd. 1, S. 411-414.
- ⑥ Jäger, a. a. O., S. 228.
- ⑦ Jäger, a. a. O., S. 228 f.
- ⑧ Ebenda, S. 232 f.
- ⑨ A. Buschmann (Hrsg.), *Kaiser und Reich*, München 1984, S. 249.
- ⑩ 個別クライスのクライス会議については拙稿「一六世紀末対トルコ戦争とドイツ帝国クライス制度」『西洋史学』第一六三号、一九九二年、第一章を参照。
- ⑪ Moser, a. a. O., Bd. 1, S. 436.

### 第三章 関税闘争と三クライスの対応

関税問題は、管見のかぎりでは、五回にわたる合同会議において審議されており、さらに四回の合同铸貨問題審議会 Gesamtunzprobationstag を加えると、この間に九回にわたって三クライス間の合同審議の対象とされた。本章では、各クライス会議と合同会議、および合同会議と帝国の上位の等族制集会との間の運動にも目配りをしつつ、三クライス間における合同審議の進行過程を跡づけることが、目指される。以下においては、本稿がこの闘争の終結点とみなす、一五七六年一〇月のレーゲンスブルク帝国議会最終決定にいたるまでの時期を、一五六七年、一五六八年、一五七〇から七四

年の三つの時期に分けて、検討を進めることにしたい。

(1) 一五六七年

① 各クライスの状況

一五六四年九月二七日のフランケン・クライス会議決議第一九条において、関税問題は史料上の初出を見いだす。この会議では、ヴォルフガングによりズルツバッハ（ノイブルクの北方約一〇〇キロ）において設定された家畜と物資に対する関税が大きな負担と価格高騰を引き起こしていることが、諸都市によって申し立てされたため、「クライス会議の名において」 in gemeiner Crays-Versammlung Namen、この関税の撤廃を要請するプファルツ・ノイブルク大公宛ての書簡を作成し、発送することについて、合意がなされた<sup>①</sup>。さらに、一五六六年五月末日に散会したアウクスブルク帝国議会最終決定の規定（六ヵ月以内に通達事項担当諸侯に最終決定を送付し、その次の月にクライス会議を召集）にしたがって開催されたクライス会議の決議（一二月四日付け）によると、この帝国議会においてヴォルフガングが、三クライスが個別に皇帝に提出した関税の請願を無視して、皇帝と選定侯に自領の関税特権の承認を懇請したことに対して、ヴォルフガングに抗議の書簡を送付することが合意されている（第一六条）。また、このために両クライスとの連携を進めるために、それぞれに書簡が送られた（第一七条）<sup>②</sup>。

イエーガーは、一五六四年一月一六日付けのシュヴァーベン・クライス会議決議に基づいて、三クライスは一五六四年にはこの問題への対応を開始した、としているが、おそらくは、このウルムにおけるクライス会議（六四年一月）での審議をふまえて、シュヴァーベン・クライスは他の二クライスと並んで、六六年四月にアウクスブルク帝国議会において、皇帝と選定侯の双方に同内容の請願を提出した。この請願においては、ヴォルフガングによる関税率引き上げが領民に及ぼす負担に対する、等族の憂慮が吐露されているが、ここでは、単にそれにとどまらず、その結果として、クライス単位で提供すべき対トルコ援助等の軍事援助にも支障を来しかねない、というおそれが表明されていることに留意する必要がある<sup>④</sup>。

あろう。既に述べたように、自己の領民に直接には被害の及ぶことの無かったヴェルテンベルク大公（通達事項担当職と長官を兼務）は、基本的にはこの問題に介入しないとすする立場を取っていたが、当時のクライスの軍隊が等族の割当軍から成り立っていた状況からすれば、クライスの軍隊を取りまとめて編制する局面においては、ヴェルテンベルク大公においても、他の等族の領民へのこの関税の影響を等閑視するわけにはいかなかったと、思われるからである。もともとヴェルテンベルク大公の基本的な立場は一貫しており、以後の反関税の闘争は、アウクスブルクを中心に結集した帝国都市によって推し進められて行くことになる。

関税闘争の張本ヴォルフガングの所屬先であるバイエルン・クライスにおいても、一五六六年のアウクスブルク帝国議會を受けて、一五六七年二月にクライス會議が召集されている。このクライスの議論において特徴的なことは、個々の等族の統治権には介入しえない、というクライス制度の原則に由来するものと考えられるが、この問題に対するプファルツ・ノイブルク大公の拒否権を認めたくえで、関税の問題が論じられている点である。関税問題は、ネルトリンゲンの合同會議への使節派遣に関わる第一三条において扱われている。すなわち、アウクスブルク帝国議會において他の二つのクライスとともに皇帝と選定侯に苦情を申し立てた関税の問題については、「この會議において所持されている訓令 *Beywoll* においては、プファルツ伯は欠席している（すなわちこの件についての訓令を使節が携えていない）ので」「二月のネルトリンゲンの合同會議において論ずるほうが得策である、とされたのである<sup>⑤</sup>。このように、プファルツ・ノイブルク大公の関税特権問題を自己のクライス内で取り扱うことを避け、両クライスとは協同步調を取りつつ合同會議に臨む、という政策が、バイエルン・クライスの基本路線となる。

② 一五六七年二月ネルトリンゲン合同會議

この會議の召集の契機は、決議（二月末日付け）の第一条に述べられているように、六六年のアウクスブルク帝国議會におけるやりとりとそれ以降のヴォルフガングによる新関税の実施に際して、三クライスとしての対応を協議する必要性が

生じたところであった。すなわち、この帝国議会の最中に、ヴォルフガングが新関税設定と税率引き上げについての（皇帝の）「認可」Zulassungと（選定侯の）「承認」Bewilligungを求めたことに対して、帝国議会に出席中の三クライス出身の使節は、皇帝と選定侯の双方に、なにゆえにこの関税が認められてはならないかについて、報告と説明を行なったのである（使節たちはこの報告によって皇帝と選定侯がヴォルフガングの要求を認めないであろうことを確信している、とあることから、この会議の時点では、関税権が承認されたことを三クライス側が皇帝から通知されていないことが窺われる）。それにもかかわらず、近隣の等族およびクライスに及ぼす被害をも考慮することなく、新関税の導入がなされるにいたったため、ネルトリンゲンに三クライスの使節を派遣して、対応がはかられることとなった。<sup>⑥</sup>

会議は何よりもまず、新関税設定と関税率引き上げの撤廃を、書簡を通じて、皇帝、選定侯の双方に要請することについて全員一致で合意し、書簡はこの会議において早急に作成され、発送された（第二条）<sup>⑦</sup>。

二月二六日に始まった審議が最終的にまとめの段階に入った時点で、会議を訪れたヴォルフガングの信任状を携えた二名の使節による意見表明がなされた（第三条）。それによるとまず第一に、この関税の件に関して、フランケン、シュヴァーベンの両クライスは意見を求められるべきではない。というのは、この関税の問題は（クライス）全般に関わる事柄ではなく、「一部に関わる事柄」Partiular Handlingungであるため、ラントフリーデやその他の法令を扱うべき、全般的なクライスの審議には持ち込めないからである。ここには、所属クライスのクライス会議での取り扱いを拒否する有力な世俗諸侯の主張と同様の論理が、開陳されている。次いで二名の使節は、関税特権に対する皇帝と選定侯の認可と承認を獲得したことにつき、確信を得ており、したがってこの関税特権を否定したり、他のクライスをひきいれて阻止することを試みることは許されないとする。もっとも、この関税によって負担を被る三クライスの等族は、しかるべき場所において申し出ることが可能である、としており、プファルツ・ノイブルク大公との個別交渉で解決をはかるように勧める。ゆえに今後は、獲得された関税特権への承認を後退させる方向で、審議がなされてはならず、関税の正当性を妨げぬような別

の使節の集まり(すなわち三クライス間においてではなく、当事者とプファルツ・ノイブルク大公間における使節の集まり)において、話し合いが進められるよう、使節は希望する<sup>⑤</sup>。おおよそ以上の内容でもってなされた、ヴォルフガングによる関税特権に關する釈明(同時に彼はフランケンクライス会議にも書簡を送付している)に対して、合同会議は、三クライスの使節の名において、重ねて新関税権の撤廃を求める書簡を送ることを決議した(第四条<sup>⑥</sup>)。

③ 一五六七年五月レーゲンスブルク合同会議

五月三日付けの決議第一条によると、二月のネルトリンゲン合同会議では、別の会合を設けて関税問題の審議を継続することが合意されていたが、この間ネルトリンゲンからヴォルフガングへ書簡が送られたにもかかわらず、新関税による被害の事態は依然として変わらなかったため、レーゲンスブルク帝国議会に出席中の三クライスの使節の間で、合同会議としての審議が行なわれた。これに先立って三クライス使節は、関税問題に關する、四月二日付けの皇帝の書簡を受け取ってその内容を検討し、皇帝への三クライス側の回答を五月一日に発しているので、まずはこの書簡の中身を要約して示すことにしたい。

三クライス等族は、この皇帝の書簡によって初めて、ヴォルフガングの関税特権が承認されたことを知った。また選定侯の顧問官にも新関税撤廃の要請がなされていたにもかかわらず、彼らの間では、この関税は三クライスの等族にとってさほど負担にはならない、と判断されていた。こうしたこれまでの新関税をめぐる状況のなかで、三クライスは一五六六年に訴願 *Beschwerde* を提出すると同時に関税の撤廃を懇願し、それと引き替えに対トルコ援助を一層進んで承認した(六六年アウクスブルク帝国議会でのやりとりを指しているものと思われる)。三クライスにおいて新関税が甚大な損害をもたらしていることを訴えつつ、レーゲンスブルク帝国議会に出席した三クライス出身の使節は、次の二つの要請を皇帝に対して行なっている。すなわち第一に、少なくとも旧来の関税率の引き上げを認めず、この改悪を早急に廃し、第二に、この件に關する皇帝ならびに選定侯の最終的な決定 *Resolution* が下されるまでの間は、新関税の徴収を停止するようにヴォ

ルフガングに命ずることである。<sup>⑩</sup>

さて、帝国議会と並行して進められた今回の合同会議では、帝国議会の選定侯部会との間で意見交換がなされた。まず、新関税徴収に伴う被害が大きいこと、これまでも撤廃を願いできたにもかかわらずこの関税が存続している現状に対して、関税率を旧来のそれに復すべきであることを、三クライス使節は選定侯部会に申し入れた（第二条）。これに対して選定侯部会は、この新関税は三クライスにとって耐えられぬほどの負担ではなく選定侯の判断は正当であるとする立場を依然として崩さず、皇帝の下す決定を待つように三クライス側に指示した（第三条）。これを受けた三クライス側は、選定侯に対する回答を書簡でもって四月三〇日にマインツ選定侯の書記局へ提出し（第四条）、皇帝とプファルツ・ノイブルク大公にも抗議の書簡を送付することについて、一致を見た（第五条）。そして五月三日より六週間の間はこの件に関する皇帝の決定を待つことが決議されたが、皇帝の決定が遅れたり、あるいは三クライスの意向に反する決定により、この関税措置の改善が見られずに、領民への負担（物資の差し押えや拘禁による妨害）が除かれない場合には、このような負担が最終的に除かれるまで（三クライスの）「共同の負担と名において」*in gemein Costen und Nahen* 抵抗を継続することを、ネルトリンゲンで開始された交渉とこのために各クライスで一致された諸決議に基づいて、合意した（第六条）<sup>⑪</sup>。

そして六週間の後にも事態が改善されず、プファルツ・ノイブルク大公によって強圧的に関税徴収が行なわれた場合に備えて、三クライス使節は第七条において、以下のようなかなり具体的な対応策を提示している。すなわち、「三クライスにおいては、六週間が経過したのちに、すべての等族に対して同内容のマンダート（命令）が発せられ」、「このマンダートにおいて、すべての領民は特別の刑罰でもって、要求される関税に従わないように命じられる」。しかしながら、「その際にある領民が商品差し押えられたり捕えられたりした場合には、その者はもよりの当局に速やかにこのことを申し出て、当局はこのことを遅滞なく所屬クライスの長官に報告すべき」であり、「さらに長官は、彼の補佐官およびクライス等族に帰属するクライス顧問官の助言をもって、ここで当然必要とされる措置を考慮しかつ実施すべし」とされた。この

措置を行なうにあたって、当該クライス長官は、必要に応じて、他の二クライスの長官からの情報と助力を求めることとされている。以上の対応策の採否については、今回の会議への参加者の数が少なく、また多くの者はこの件を決議する権限を得ていなかったために、次のように決定した。すなわち、「この帝国議会の散会の後最大限四週間以内に、各クライスはクライス会議を召集し」、この方策について審議を行ない、それをふまえて、七月三日にネルトリンゲンに設定された合同会議へ使節を派遣して、意見を表明させることとした。<sup>④</sup>

ここで表明されている方策は、長官と補佐官の活動を軸とする、クライスの平和維持組織をもって、プファルツ・ノイブルク大公の強圧的な関税徴収体制から領民を守ることを意図したものであり、明らかに既述のクライス制度の限界を踏みこえて、プファルツの統治権(関税特権)に介入している。今回の合同会議が帝国議会と並行してもたれたことも手伝って、聖俗の通達事項担当諸侯(バイエルンからはザルトブルク大司教とバイエルン大公、フランケンからはバンベルク大司教しか確認しないが、所属不明の一名は他身分とのバランスからしてブランデンブルク辺境伯である可能性が高く、シュヴァーベンからも出席していたものと考えられる<sup>⑤</sup>)、とりわけこの対応策の中心的な任務を担う長官を兼務する、俗界の通達事項担当諸侯の使節の出席を得ていたことが、この方策の案出を推進したものと考えられる。ここで留意すべきは、個別等族の統治権に介入しえないとする限界を有しながらも、ある等族の統治権によって他の等族のそれが侵され、クライス全般が不利益を被る場合には、まさに逆説的に、クライス全般の平和維持を確保するために、クライスが措置を講じている点であり、いわば「等族制原理」に対する「地域原理」を、ここに確認することができると思われる。しかしながら、プファルツ・ノイブルク大公の関税特権は、皇帝の同意と選定侯の承認を経て獲得されたものであり、その限りでは帝国法上の正当性を紛れもなく有していた。したがって、三クライス側がこの対応策に実効性を与えるためには、正当性を備えたマンダートとしての認可を、皇帝から得ねばならず、加えて皇帝と選定侯に新関税の不当性を認めさせねばならなかった。

④ 一五六七年七月ネルトリンゲン合同会議

まずはじめに、バイエルン、フランケン、両クライス会議におけるネルトリンゲン合同会議に向けられた取り組みを、簡単に確認しておくことにしよう。

レーゲンスブルク帝国議会の最終決定は、帝国議会の散会の後一カ月後に、すべてのクライスでクライス会議を召集することを義務づけていたが、バイエルン・クライスにおいては、大部分の等族がこの帝国議会に出席していたため、労力と費用の節約のために、レーゲンスブルクにおいて引き続きクライス会議が開催された（五月一三日付けクライス会議決議第一条）。もっともこの場では、関税問題については、七月三日にネルトリンゲンの合同会議に使節を派遣することが通知・決定されているにすぎず（第五条、プファルツ・ノイブルクの使節を除いて一致）、レーゲンスブルク合同会議決議第七条で提起された方策に関しては、一言も触れられていない。<sup>④</sup>

一方六月四日付けのフランケン・クライス会議決議からは、関税問題に対する活発な取り組みが窺われる。まず第三条で、ネルトリンゲンの合同会議への使節派遣が合意され、続く第四条では、レーゲンスブルク合同会議における議論を総括したうえで、三クライス間で提案されたマンダートの運用を可能にする、「決定」が皇帝から下されることを期待しつつも、このような決定を下すことが皇帝自身に様々な都合をもたらさしうる可能性（すなわちこの決定を下すことは、皇帝が承認した関税特権を否認することにつながるからである）を予想して、再度皇帝と選定侯のもとへ使節を派遣して、関税特権の撤廃を要請することが、現下の困難な状況のもとでは得策であるとされた。しかしながら、バイエルン、シュヴァーベンの両クライスが、使節の派遣に成果を期待しえず、それよりはむしろレーゲンスブルクの決議に基づいて、マンダートの運用を進めるべきである、とする認識に立つならば、フランケン・クライスはその見解に従い、マンダートの実施において両クライスと協働することとした。<sup>⑤</sup>したがってフランケン・クライスにおいては、マンダートの実施に向けて、かなり前向きな議論がなされた結果、皇帝から決定を得ることの難しさを見越して、再び使節を送る準備を進めると同時に、他の二クライスの動向次第では、マンダートの実施に踏み切るといふ、いわば二方面作戦が勘案されていたといえよう。

さて、七月三日に召集され五日に決議を採択した、ネルトリンゲン合同会議決議においては、第二条が関税問題を扱っている。それによると、先のレーゲンスブルク合同会議における決議、ならびに三クライスの諸侯と等族の名において発せられた書簡が皇帝のもとに提出され、プファルツ・ノイブルク大公ヴォルフガングが皇帝から命令を受けた。決議の本文には、「命令を受けた」ないしは「命ぜられた」mandiert worden とあるだけで、具体的に何について命令を受けたのかは定かではない。これを受けて今回の会議では、皇帝のもとで関税権撤廃の交渉を進めるために、皇帝の宮廷にクライスの使節を派遣することが必要であるとみなされ、そのための訓令が作成された。このクライス使節を派遣する任務は、各クライスの通達事項担当の諸侯に委ねられ、これら諸侯の三名の使節は八月三日にレーゲンスブルクで落ち合い、そこから皇帝のもとに赴いて、委ねられた訓令に基づいて交渉を行ない、関税特権の撤廃を目指し、あるいは少なくとも次の帝国議会までの関税徴収の停止を要請することとされた。しかしながら、意にそぐわぬ決定が下された場合には、三クライスの共同の負担と名において、この関税が除かれるまで行動することを合意した五月のレーゲンスブルク合同会議の決議(第六条)にしたがって、三クライスは使節を再び参集・協議させることとした。<sup>⑤</sup>

この決議がどこまで実行に移されたか、また各クライスにおいて如何に扱われたかを確認するために、各クライスにおける議論について可能なかぎり触れておこう。まず、フランケン・クライスは六七年にはこの後九月と一月に会議を開いているが、決議を見るかぎりでは関税問題は扱われていない。次に、合同会議を別にすればローリーとモーザーの決議集に収録されていないシュヴァーベン・クライスの状況は、クライス会議での議論という形では把握が困難なのであるが、この時点については、ヴェルテンベルク大公顧問官団の大公クリストフ宛ての書簡(八月二三日付け)が、一定の情報を提供している。

そこから明らかなことは、帝国都市アウクスブルクが関税問題に関わって二名の通達事項担当諸侯の双方に書簡で申し入れを行なっていることである。その申し入れの具体的な内容については、この書簡は何ら物語ってはくれないが、おそ

らくは関税問題をクライス会議で扱うように要請したものと思われる。シュヴァーベン・クライスにおいては、とりわけヴュルテンベルク大公の方針のもとでこの件がクライス会議の審議対象から外される傾向にあったことは既に述べたところであるが、この時もネルトリンゲン決議等の文書の補佐官への発送でもって、十分な措置を取ったとされていることからして、後述する一二月のウルムのクライス会議で、皇帝からこの件に関する通知が示されたとはいえ、積極的には取り上げられなかったものと思われる。にもかかわらず顧問たちが、「胡散臭いトラーデルによってこの件が皇帝の宮廷に持ち込まれており」、「彼（トラーデル）はこの点に関してバイエルンおよびフランケン・クライスの使節に書状で報告するすべを心得ている」と述べているところから、帝国都市アウクスブルクが独自の使節、すなわち法律顧問ゲオルク・トラーデルを皇帝のもとに派遣して、交渉を試みていることが窺われる。<sup>⑦</sup>

他方一二月三日付けのバイエルン・クライス会議決議第五条からは、ネルトリンゲンの決議に基づき、皇帝のもとへ三クライスの全権使節が派遣され、決議の提出ならびに文書による申し入れがなされたが、皇帝の決定を得るにはいたらなかったことが知られる。<sup>⑧</sup>

(2) 一五六八年

① 一五六八年一月フルダ選定侯会議

一五六八年一月一四日付けのフランケン・クライス会議決議の序文によると、ウルムで開催されたシュヴァーベン・クライス会議（ドツァウアーの示すところからして六七年一二月の会議であると考えられる<sup>⑨</sup>）からバイエルン、フランケンの両クライスに対し次のような通知が送られてきた。すなわち、プファルトツ・ノイブルク大公の関税特権に関して皇帝がフルダに選定侯会議を召集することを決め、この場においてこの件が交渉され解決されることが重要である、とする認識が皇帝から示されたのであった。このような通知に対してフランケン側は、選定侯会議の開かれるフルダにもっとも近く位置しているので、フランケン・クライスがこの件に詳しい人物を三クライスの名においてこの会議に派遣して、交渉を進める

べきであるとみなした。選定侯会議へのフランケン・クライスによる使節派遣は第四七条において合意されているが、今回は時間的かつ地理的な理由から、使節派遣の任務をフランケン・クライスが他の二クライスから一任された形になっている。

この選定侯会議は関税問題のためだけに開催されたのではなく、本来はこの会議において、カルヴァン派の立場からフランスのユグノー戦争に介入していたプファルツ選定侯に圧力をかけることを通じて、皇帝権の強化を意図していた、皇帝マクシミリアン二世の政策にしたがって召集された。一月一三日に使節の予備会合が持たれ、翌一四日に皇帝による提案の提示をもって開催された選定侯会議は二月二日に閉会し、皇帝のねらいは帝国等族の自由への侵害であるとして退けられることになるが、関税問題に関しては、一月二七日に皇帝の委任官の決定が示された。以上においては、その間の状況を、六八年三月二三日付けのフランケン・クライス会議決議第六条によって、確認することになろう。

選定侯会議において、選定侯の使節団はフランケン・クライス使節の上申を聞き入れ、また同席した皇帝の委任官もこの件の解決を進めることを義務として認識した。これをふまえて一月二七日に提示された皇帝委任官の決定は、この会議の閉会後あらためて、共同の文書でもって、皇帝のもとへその決定を求めるよう勧告するものであった。後述するように、同年の六月には関税問題を扱う調停会議がシュパイヤーに設定されることになる。したがってフルダの選定侯会議では、実質的な成果を得ることなく解決の先送りを強いられる結果に終わったとはいえ、皇帝および選定侯の双方に関税問題への認識を改めさせたという意味では、三クライスの粘り強い交渉が実を結んだといえよう。

② 一五六八年六月シュパイヤー関税問題調停会議

一五六八年五月六日付けのフランケン・クライス会議決議第四五、四六、四七条は、関税問題調停会議 Zolleinigungs- tag (M・ランツィナーによる呼称) の開催の契機ならびに三クライスの対応について、言及している。

フランケン・クライスは関税問題に対する皇帝の最終的な決定を求めていたが、これに対して皇帝は四月二〇日に次の

ような回答を与えた。すなわち皇帝は、既にこの件を委ねられている委任官のみならず、現在シュバイヤーで帝国最高法院に対する査察に携わっている委任官に対して、査察の終了後に選定侯の使節とともに関税問題の交渉に取り組むように命じた。さらにフランケン・クライスに対して、全権を委ねた使節にあらゆる（プファルツ・ノイブルク大公の新関税の不当性を示す、あるいは自己の免税特権を証明する）文書等を持たせて、聖三位一体の日の後の日曜日シュバイヤーに参集させるように命じたのである。以上のような回答を受けたフランケン・クライスは、この件は三クライスの共通の案件であるが故に、他の二クライスとともに使節を派遣すべきであるとする見解に到達し、両クライスにこのことを伝える書簡を作成しその内容に関して合意した。この書簡は、この間の事情とフランケン・クライスにおける合意事項（四つの身分がそれぞれ全権使節を派遣すること）を示したうえで、会議は六月二〇日に開催される予定であるが、三クライスの使節はそれよりも四日前、すなわち一六日にはシュバイヤーに参集して統一見解に達するべく予備会議を行なうことを告げている。また、フランケン・クライスにおいて関税の被害を被っている等族は、（五月六日以降）三週間以内に訴願 *Beschwerde* ならびに信頼すべき文書の写しを、ヴェルツブルク司教が帝国都市ニュルンベルクのもとへ、送付することとされた（第四<sup>⑤</sup>条）。

後述するように、シュバイヤーの関税問題調停会議では、三クライスの期待にそのような成果が得られなかったため、この会議に出席した三クライス使節は、八月一九日にネルトリンゲンに参集して対応を協議することで、一致を見た。

③ 一五六八年八月ネルトリンゲン合同会議

今回の合同会議の開催の契機については、六八年八月一七日付けのフランケン・クライス会議決議第一条ならびに八月二〇日付けの合同会議決議の序文と第一条が、シュバイヤーの調停会議の結果と関わって言及している<sup>⑥</sup>。調停会議に臨席した皇帝および選定侯の使節の回答は、三クライス等族に皇帝の決定を謹んで待つことを求めると同時に、彼らによって提起されたマנדダートは前例を持たないという理由から、その施行を停止するように命じるものであった。このように、

これまでの交渉と同様に解決を先送りされ、しかもマンダート施行の停止を余儀なくされた三クライス使節は、八月一日にネルトリンゲンに合同会議を開いて対応を協議することとした。

フランケン・クライス会議決議第二条は、使節への訓令を掲げている。訓令はこれまでと同様に、プファルツ・ノイブルクの新関税の撤廃、あるいは悪くとも次の帝国議会が帝国最高法院でこの件が解決されるまでは、関税徴収が停止されるよう皇帝に要請することをその任務としているが、加えて三クライスのマンダートの合法性に疑念が持たれている状況を憂慮し、マンダートの施行が実現されるように、三クライスにおける旧来からの免税の諸特権に照らして、新関税の不当性の現状を皇帝に示すことの必要性を、強調する。<sup>⑦</sup>

ネルトリンゲン合同会議における合意事項は、次の三点であった。第一に三クライスの名による書簡を通じて、この件に関する皇帝の最終的な決定を督促し、同時にシュバイヤーの調停会議に提出された訴願に基づいて、プファルツ・ノイブルクの新関税の撤廃、あるいは悪くともこの争論が次の帝国議会でないしは帝国最高法院の判決によって解決されるまでは、関税徴収を停止させるよう皇帝に要請することであった（第二条）。第二は、この交渉を最終的かつ望むべき解決へ導くために、十分なる認識と巧知を有し、皇帝の顧問官とも既に良好な関係を結んでいる有能な人物を、皇帝の宮廷に派遣することである。第三に、三クライスの意にそぐわぬ決定が下された場合には、まず各クライスの通達事項担当諸侯にこのことが通知され、彼らはその使節を再びネルトリンゲンに派遣して、対応を協議させることとされた（第三条）<sup>⑧</sup>。

以上の合意事項、とりわけ第一点と第二点が如何なる成果をもたらしたかについては、残念ながら不明である。なぜならば、今回の合同会議の後は一五七〇年のシュバイヤー帝国議会にいたるまで、関税問題は、交渉を主導してきたフランケン・クライスにおいても議論されていないからである。しかしながら、後述するように、シュバイヤー帝国議会においてようやく、三クライスの要請に対する皇帝と選定侯の回答が与えられたことからすれば、皇帝の宮廷への使節派遣等による三クライスの働きかけが功を奏した、とする推測をなすことも許されるであろう。

(3) 一五七〇—七四年

① 一五七〇年七月シュパイヤー帝国議会

七月から開催されていたシュパイヤー帝国議会において、三クライスによる関稅権撤廃を求めた請願が提出された。この請願は選定侯部会において審議され、それに対する回答として、選定侯部会の判定 *Decret* が下された。この間の政治過程の詳細を、以下においては、ランツィナーの解説を伴うシュパイヤー帝国議会文書ならびに七一年二月三日付けのフランケン・クライス会議決議に依りながら、検討することにした。

皇帝と選定侯の双方に提出された請願の文書それ自体は、これまでのところ発見されていないが、他の文書館史料の記すところを総合しつつ、ランツィナーは以下のように請願提出およびその後の状況をまとめている。<sup>②</sup>

関稅問題は、この帝国議会にいたるまで依然として決着を見ることがなく持ち越されてきたわけであるが、この間プファルト・ノイブルク大公が、近隣の諸侯の領民に対して関稅徴収を免除するようになっていたため、この時点においてもなお関稅権撤廃を求めていたのは帝国都市だけであった。ここでいうところの、近隣の諸侯がどの範圍を指しているのか、すなわち聖界諸侯や伯・ヘレンをも含めているのかどうかについては、いささか疑問が残るが、プファルト・ノイブルク大公が個別的な交渉（本章第一節で既述）を通じて、帝国都市以外の等族からの徴収を取り止めた可能性は、十分考えられる。それにもかかわらず三クライス使節は、バンベルク司教の使節 J・ロールバーの権限のもとで、改めてこの件を皇帝と選定侯のもとに持ち込むことにつき、一〇月五日に、したがって帝国議会に出席中の使節の間で一致を見た。ロールバーの草案に基づき、十一月一日に提出された請願は、一月二日に選定侯部会において審議され、これに対する判定が下された。この判定にしたがって、選定侯部会は、プファルト・ノイブルク大公への関稅特權承認には手を触れず、三クライス側には、六六年に付与された関稅特權の内容を伝えるように、皇帝に勧告し、さらにプファルト・ノイブルク大公は、関稅特權を濫用せぬよう警告されるべきである、とした。

ここで言及されている六六年の関税特権の内容を、ランツィナーの解説は明示的には示していないが、七一年二月三日付けのフランケン・クライス会議決議第一二、一四条から、その中身を確認することができる。<sup>④</sup> それによると、この新関税は、すべての商品に課されることが許されていたわけではなく、「旧来から課税が可能であり、以前から存在する関税徴収所で徴収されてきたすべての商品」への課税としてのみ、承認されていたのである。また、新たな関税徴収所の設置は許されない、特別に免税権を有する者に対してこの特権を適用することは認められない、などの制限があった。したがって、この関税特権は如上の諸制限を伴う承認を与えられていたわけであり、クライス会議決議の本文では「制限つき承認」*limitirte Concession* あるいは「承認と制限」*Concession und Limitation* とする表現で、このことが示されている。これに対して現状においては、新たな不当な関税、すなわちこれまで課税が認められてなかった商品に対しても関税が課せられ、新たに関税徴収所が設置され、免税権を有する者からも徴収されている。さらに第二章で確認した事情聴取の結果を想起するならば、往復の馬の通行料としての一グルデン、支払い拒否者に対する罰金としての金六〇マルクの徴収は、明らかに「制限つき承認」の範囲をこえた、関税特権の濫用に基づく措置であったといえよう。

さて、帝国議会は一月一日に散会したが、ランツィナーによれば、なお留まっていた三クライスの使節が同月一二日に集まって今後の対応を協議したが、多くの使節が既に帰還しており、また審議のために十分な訓令を授けられていなかったため、この会合を延期することとした。一方、シュバイヤー帝国議会の最終決定は、帝国議会散会後から二カ月以内に各クライスでクライス会議を召集することを義務づけていたが、フランケン・クライスでは二月二日に会議が召集された。関税問題は、決議の第一二、一三、一四条で扱われている。<sup>⑤</sup> まず第一二条は、シュバイヤー帝国議会において得られた選定侯の判定を三クライス間で審議するために、四旬節第三の主日の月曜日にレーゲンスブルクに合同会議を設定したことを告げている。そして第二三条では、フランケン・クライスからこの会議へ派遣される等族として、ヴェルツブルク司教と帝国都市ニュルンベルクが任命され、彼らに対する訓令が第一四条に掲げられている。この訓令は、選定侯の

判定をふまえたうえで、今後三クライスが取り得る手段として、（これまでのような）皇帝のもとへの平和的交渉を続けるか、選定侯によって示された（制限つき）承認を（字義どおりに）実施するか、合同会議でマンダートの実施について合意するか、の三つの選択肢を示しつつ、プファルト・ノイブルク大公によって関税特権が濫用されている現状を打破するためには、マンダートの実施に着手することにより、「制限つき承認」に違反する新関税を廃するべきであるとする。なぜならば、各等族による（免税に関わる）自由の行使は、選定侯の判定において留保されているからである。以上に示したフランケン・クライスの所見については、合同会議の場で、他の二クライス使節の意見が求められなければならず、彼らによってより良い方策が提示された場合には、フランケン・クライスの使節は、（票決結果としての）多数意見に従うように命ぜられている（一定程度の多数決原理の有効性）。

② 一五七一年四月の皇帝のシュヴァーベン・クライスへの書簡

レーゲンスブルク合同会議は、当初の予定より少々遅れて四月二四日に開催されることになるが、これに先立ってシュヴァーベン・クライスは、四月二日付けの皇帝マクシミリアン二世からの書簡を受け取った。この書簡において皇帝は、彼の書記官によるプファルト・ノイブルク大公の新関税に対する同意書 *Consensbrief* の作成の際に、過ちが生じたために、三クライスを混乱に導くことになった、と述べることによって、この関税特権の承認が不適切であったことを明らかにした。<sup>③</sup>

イエーガーはこの書簡をもって、帝国都市を主たる担い手としたシュヴァーベン・クライスの取り組みとは全く無関係に、関税問題への解決が到来したと見なしている。<sup>④</sup> しかしながら、三クライスの取り組みはこの後もなお続けられたわけであり、本章における分析もここで終わるわけにはいかない。

③ 一五七一年四月レーゲンスブルク合同会議

四月二四日に参集して二八日に決議を採択した、この会議の内容については、シュトゥットガルト国立文書館所蔵の合

同会議決議ならびにフランケン・クライス会議決議（五月二八日付け）序文から、確認することができる。

既に述べたように、この会議の目的は、シュパイヤー帝国議会で示された選定侯の判定について三クライス間で協議するところにあつたが、プファルツ・ノイブルク大公が皇帝と選定侯の「承認と制限」を無視し、依然として関税特権を濫用し続けていたことは、明白な事実であつた。そこで、「制限」に違反している関税率引き上げの行き過ぎを、一五六七年に合意されたマנדートの運用を通じて規制することが急務であるとされ、八月一日にフランクフルトで予定されていた帝国代表者会議（主要議題は帝国鑄貨令の運用問題と帝国租税台帳修正問題）において、このことを皇帝と選定侯に申し出ることとされた。加えてこの会議では、関税特権濫用の状況を示す一覧表と皇帝、選定侯、プファルツ・ノイブルク大公の三者宛ての書簡が作成され、その内容について一致が見られた。この一覧表の内容を確認することはできないが、帝国都市ドナウヴェルト近郊に三カ所、エッティンゲン伯領近郊に二カ所の新たな関税徴収所が設置されたことが、決議において示されている<sup>④</sup>。もっともこうした特権濫用の背景には、陣没したヴォルフガングによって引き起こされた軍事行動により、自領の財政負担が極度に高まっていたために、関税収入に依存せざるをえない状況が存在したことが、彼の遺児であるフィリップ・ルートヴィヒとヨハンネスによつて、シュパイヤー帝国議會に提出された請願の内容から、窺われる<sup>⑤</sup>。

したがつて今回の合同会議において、三クライスは、関税特権の濫用をマנדートの運用を通じて規制することの必要性を確認したが、性急にこの措置に踏み切るのではなく、まずは三者（皇帝、選定侯、プファルツ・ノイブルク大公）に書簡を通じてこの措置を伝えて、それに対する回答を、帝国代表者会議において求めることにしたわけである。以上の方針は、フランケン・クライス会議決議第一条（五月二八日付け）においても確認されており、さらには既に皇帝のもとに派遣されているヴェルツブルク司教の使節を通じて、有利な回答を引き出すことが目指されていた<sup>⑥</sup>。

以上の三クライスの取り組みに対する前向きな回答を、皇帝はフランクフルト帝国代表者会議（一〇月一日に決議を挙げて散会）において示した。代表者会議の決議を受けて七二年一月九日に召集された、フランケン・クライス会議第一〇、

一条の記すところによれば、皇帝は、関税問題の解決に向けて三クライス使節をも含めた委員会を設置する用意があることを伝え、これに対する三クライス側の回答を求めたのである。フランケン・クライスはこの提案を歓迎し、五月に予定されていた合同鑄貨問題審議会において、皇帝への回答のみならず、委員会へ派遣される使節のための訓令に關しても三クライス間で合意をはかることとし、この件を書簡でもって他の二クライスに伝えることを決議した。<sup>④</sup>

④ 一五七二年五月ニュルンベルク合同鑄貨問題審議会

鑄貨問題審議会 Münzprobationsstag は、本来は帝国の鑄貨制度を整えることを目的とした帝国鑄貨令に基づいて、各クライスで年に二回（五月と一〇月）の開催を義務づけられていた集会であるが、三クライスはこの集会をしばしば合同で行なっており、そこでは情勢に応じて、鑄貨問題以外の諸問題も、審議の対象とされた。関税問題は、七二年の五月と一〇月、七四年の五月と一〇月の四回にわたって、この集会で扱われている。

さて、七二年五月八日付けの合同鑄貨問題審議会決議は、フランクフルトで示された、皇帝の決定に合意する旨を書簡をもって伝え（第一条）、次のように使節の任命について決議した。すなわち、フランケンからはヴェルツブルク司教とニュルンベルク、シュヴァーベンからはモントフォルト伯とアウクスブルクの使節が派遣されることとされ、「バイエルン・クライスの使節は、等族から任命に關する訓令を受けていなかったため、このために使節派遣に支障が生じることの無いように努めることを、申し出た」（第三条）<sup>⑤</sup>。

かくして、三クライス側は委員会への参加の準備を整えたのであったが、この間、皇帝は約束した委員会の設置に着手していない。七二年一〇月六日付けの合同鑄貨問題審議会決議の第一条は、先の五月の鑄貨問題審議会によって皇帝に送られた、委員会設置を承認する回答に対して、全く返答がなされていないために、皇帝に返答を促す書簡を発送することを合意した。<sup>⑥</sup> これに対して七三年一月二〇日に示された皇帝の回答は、関税問題についてはこれまで十分に報告を受けてきたため、これ以上の交渉はもはや不必要である、とするものであった（七三年五月六日付けフランケン・クライス会議決議序

文<sup>①</sup>。三クライス側は、このような皇帝の措置に反発を示し、委員会設置を實行するよう、書簡あるいは使節を通じて、皇帝への働きかけを続けることを、七四年の二度の合同貨幣問題審議会において決議したが、<sup>②</sup>その後の諸決議で確認し得るかぎり、この委員会が実際に機能しえたかどうかは不明である。

(4) 一五七六年一〇月レーゲンスブルク帝国最終決定

一五七七年一月一九日付けのバイエルン・クライス会議決議第一六条によれば、関税問題は皇帝の設置する委員会に委ねられたままになっていた。<sup>③</sup>しかしながら、その前年、すなわち七六年の一〇月二日にレーゲンスブルク帝国議会において決議された帝国最終決定が、不当な関税特権の濫用に対する警告を行ない、しかもその措置を各クライスおよび隣接するクライス間の協働を通じて運用するという形を取ることにより、いわば六七年の三クライスによるマンダートの基本構想が、帝国法において具体化されることとなった。

この最終決定の中で皇帝は、若干の等族が皇帝の同意と選定侯の承認を得ることなく新たな関税を設定したり、旧来の関税率の引き上げを行なっているとする報告を受けたことを述べ(第一一八条)、このことが交易活動のあらゆる局面における価格の高騰をもたらすと同時に、社会に不穏な状況を与えることにより、関税特権に関する皇帝の高権と留保権 *Hohheit und Reservaten* が軽んぜられ、皇帝と選定侯の名声が傷つけられることを憂いている(第一一九条)。そして第一二〇条において皇帝は、全クライスの長官と補佐官に対して、次回のクライス会議において、所属クライスならびに隣接するクライスの不当な関税特権の濫用の状況について調査を行ない、その結果をフランクフルトの帝国代表者会議(七七年八月召集)の場でマインツ選定侯の書記局に報告するように、命じている。<sup>④</sup>

ここに示された不当な関税特権の実態調査に関わる方策は、第一に長官と補佐官を軸とするクライスの平和維持組織を基礎に据えている点において、第二に隣接クライス間の協働にも触れている点において、三クライスによるマンダートに類似している。したがってここにおいてようやく、マンダートの基本構想が帝国法(皇帝と帝国等族の双方を拘束する帝国議

会決議としての帝国最終決定）に取り入れられた、と解することができよう。

今回の帝国最終決定もこれまでと同様に、各クライスを通じて通知の徹底をはかることとされており、帝国議会散会の後二カ月以内にクライス会議を召集して、その内容を知り、これを検討することを義務づけていた。七七年一月一九日に決議を採択したバイエルン・クライス会議では、不当な関税の調査の件が検討されたが、自クライスについては、プファルト・ノイブルクの件以外は取り立てて挙げられず、それよりはむしろ、フランケン、シュヴァーベンにおける関税特権濫用の事態が報告されたため、この件のさらなる究明が、次回の合同会議に延期されることとなった（第一、一六条）<sup>⑭</sup>。

この合同会議がいつどこで開催されたか、あるいは開催されなかったか、さらにはフランクフルト帝国代表者会議における関税問題の取り扱いの結果については、残念ながら不明である。本稿における関税闘争の検討は、ひとまずここで終止符を打たねばならない。

- ① Moser, a. a. O. Bd. 1, S. 367.
- ② Ebenda, S. 405-408.
- ③ Jäger, a. a. O., S. 227 f.
- ④ HSTaS, C9, 186, Fasz. 4, S. 43-48, hier S. 45.
- ⑤ Lori, a. a. O., S. 109 f.
- ⑥ Ebenda, S. 111.
- ⑦ Ebenda.
- ⑧ Ebenda, S. 111-113.
- ⑨ Ebenda, S. 113.
- ⑩ Ebenda, S. 116.
- ⑪ Ebenda, S. 116-118.
- ⑫ Ebenda, S. 118 f.
- ⑬ Ebenda, S. 120.
- ⑭ Ebenda, S. 120 f.
- ⑮ Moser, a. a. O., Bd. 1, S. 435-438.
- ⑯ Lori, a. a. O., S. 122.
- ⑰ HSTaS, C9, 187, Fasz. 3, S. 7.
- ⑱ Lori, a. a. O., S. 127.
- ⑲ Dotzauer, a. a. O., S. 352.
- ⑳ Moser, a. a. O., Bd. 1, S. 491.
- ㉑ Ebenda, S. 512.
- ㉒ P. Guba, Der Kurfürstentag zu Fulda im Jahre 1568. In: *Jahresbericht des Realgymnasiums, Dresden 1894*, S. 1-18.
- ㉓ Moser, a. a. O., Bd. 1, S. 534 f., 542-547.
- ㉔ Lanzinner, a. a. O., S. 1070.
- ㉕ Moser, a. a. O., Bd. 2, S. 18-30.

- ② Ebenda, S. 33f., 42f.; STaA, Abschied zu Nördlingen, 20. August 1568, S. 2 f.
- ③ Moser, a. a. O., Bd. 2, S. 34-37.
- ④ Ebenda, S. 43f.; STaA, a. a. O., S. 3-5.
- ⑤ Lanzinner, S. 1026 f.
- ⑥ Moser, a. a. O., Bd. 2, S. 110-113, 114-116.
- ⑦ Ebenda, S. 110-116.
- ⑧ HSTaS, C9, 189, Fasz. 1, S. 44.
- ⑨ Jäger, a. a. O., S. 232.
- ⑩ HSTaS, C9, 189, Fasz. 1, S. 5 f.; Moser, a. a. O., Bd. 2, S. 138 f.
- ⑪ Lanzinner, S. 1070.
- ⑫ Moser, a. a. O., Bd. 2, S. 140.
- ⑬ Ebenda, S. 170 f.
- ⑭ Ebenda, S. 211 f.
- ⑮ Ebenda, S. 239.
- ⑯ Ebenda, S. 291 f.
- ⑰ Ebenda, S. 315, 355.
- ⑱ Lori, a. a. O., S. 142.
- ⑲ *Neue und vollständigere Sammlung der Reichs-Abschiede*, Teil III, Frankfurt 1747 (Ndr. Osnabrück 1967), S. 372.
- ⑳ Lori, a. a. O., S. 138, 142.

## おわりに

ここまでわたって検討した内容を総括しつつ、若干の展望を示すとすれば、以下の三点にまとめられよう。

第一に、プファルツ・ノイブルク大公による関稅徴収の被害を被った帝国都市、聖界諸侯、伯・ヘレンは、所屬クライス内での他身分(世俗諸侯)からの妨害にあいながらも、合同會議への使節派遣という回路を通じて、独自の利害を主張した。各クライスのすべての身分から使節が派遣される、とする合同會議の使節派遣の原則は、中間組織としての帝国クライスにおける、等族の自由・統治権の擁護を徹底するものであり、その上で弾力的に展開される「等族制集會における政治的意志形成」を、原理的かつ制度的に保証するものであったといえよう。

第二に、帝国クライスは、等族の自由・統治権を擁護するための中間組織であるがゆえに、等族に対する執行権を行使しえないという限界を有していたが、個別の等族の特権が他の等族の特権を侵し、クライス全般に不利益を及ぼしうる場合には、クライス會議ないしは合同クライス會議での議論をふまえた上で、クライス全般の平和維持を尊重する、いわば

「等族制原理」に対する「地域原理」の枠組みとして、この限界をこえて活動した。プファルツ・ノイブルク大公の関税特権濫用に対する、三クライスによるマンダートの制定が、このことを示している。そもそも関税徴収の対象が選択的に設定された、この関税問題は、その限りでは、クライス全般に関わる問題ではなかったとはいえ、各クライスの財政的負担を担っていた帝国都市に主たる被害が及ぶことにより、クライス全般の問題になりえたと考えられる。それゆえに、マンダートの運用に際して主要な役割を担う長官の任にあった世俗諸侯、とりわけこの問題に関与しないとする姿勢を一貫して取ってきたヴェルテンベルク大公でさえもが、マンダートを承認したのであろう。

第三に、本稿が検討の対象とした第一期における帝国クライスは、各クライスの状況に応じて、帝国の上位レベルの機関に働きかけ、あるいは逆に帝国法を受容・施行する中間組織として、機能したわけである。この点は、帝国鑄貨令の受容の仕方における、西南ドイツ三クライスとニーダーライン・ヴェストファーレン・クライスとの間の相違などの例において確認されるので、別稿をたてて論じることにはしたい。以上のような関係は、とりわけ帝国議会とクライス会議との連動によって、保証されていたのである。

ここまでにおいて得られた論点の検証が、さらなる事例研究の遂行を通じて深められねばならないことは、いうまでもない。論じ残した点も多々あると思うが、本稿が近世ドイツ国制の検討に寄与しうることを祈念しつつ、ひとまず擱筆することにした。

（平成五年度および六年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部）

（三重大学非常勤講師・日本学術振興会特別研究員）

Das strukturelle Prinzip der politischen Willensbildung im  
Heiligen Römischen Reich Deutscher Nation: Die  
drei südwestdeutschen Reichskreise im Zollstreit  
von 1564 bis 1576

von

SHIBUTANI Akira

Die Forschungen über die zweite Hälfte des 16. Jahrhundert wurden von der deutschen Geschichtswissenschaft längere Zeit vernachlässigt. Aber neuere verfassungsgeschichtliche Studien, die in den letzten Jahren beträchtlich fortgeschritten sind, führen zu folgenden neuen Erkenntnissen über die politische Ordnung des alten Reiches nach 1555; "Der Reichstag war nach 1555 überhaupt zum Zentrum der politischen Entscheidungsbildung und der Verfassungsordnung geworden" (H. Angermeier). Durch die Tätigkeit des Reichstages wurde die Einheit des Reiches, das vorher in viele Teile gespalten war, erreicht.

Im Zusammenhang mit den Reichskreisen funktionierten die Kreistage jedes Reichskreises einerseits als vorbereitende Organe, die die Propositionen des Reichstages im voraus berieten, andererseits als vollziehende Organe, indem sie ihren Kreisständen den Reichsabschied mitteilten und in jedem Kreis durchzusetzen versuchten. Durch diesen Beratungsaustausch zwischen dem Reichstag als Zentrum und jedem Kreistag wurde der Zusammenhalt des Reiches mit den Verwaltungseinheiten der einzelnen Reichskreise aufrecht gehalten.

Nachdem ich nun meine Arbeitshypothese, die die Geschichte des Reichskreiswesens in drei Periode teilt, vorgelegt habe, möchte ich im folgenden Aufsatz versuchen, das strukturelle Prinzip der politischen Willensbildung unter den Ständen in der ersten Periode zu analysieren. Diese Analyse wird anhand der Betrachtung des Zollstreits von 1564 bis 1576 in den drei südwestdeutschen Reichskreisen erstellt.